

Inside

- 02 キャッシュレス化はなぜ進まない ● 樋 浩一
- 03 公的年金等に係る税制について ● 梅内 俊樹
- 04 日本が直面する、脱プラスチック問題 ● 矢嶋 康次 | 中村 洋介
- 06 令和時代の消費活性化策 ● 久我 尚子
- 08 認知症・相続対策としての民事信託 ● 松澤 登
- 10 高齢者による運転免許返納の都道府県差 ● 村松 容子
- 11 円安進行が期待できないワケ ● 上野 剛志



RESEARCH

キャッシュレス化はなぜ進まない

日本の消費者は現金が好きか？



専務理事 エグゼクティブ・フェロー 樋 浩一

haji@nli-research.co.jp



はじ・こういち

東京大学理学部卒、同大学大学院理学系研究科修士課程修了。
81年経済企画庁(現内閣府)入庁。
92年ニッセイ基礎研究所、12年より現職。
主な著書に「日本経済の呪縛—日本を惑わす金融資産という幻想」。

1—— 日本の消費者は現金が好きか？

日本のキャッシュレス決済の割合は家計消費の20%程度で、9割を超える韓国や、4~7割程度の他の先進諸国と比べて低い。経済規模に対する現金流通量の比率が諸外国に比べて高く、日本の消費者は現金が好きでキャッシュレス化には後ろ向きだと言われることも多い。

しかし、金融庁の調査では日本では個人の給与受取口座からの出金の5割以上が口座振替や振込によって行われていて、現金で引き出されたお金は半分以下だ。キャッシュレス化の国際比較に利用されることが多い国際決済銀行(BIS)のデータはキャッシュレス取引の一部分だけであるため、実際よりも日本のキャッシュレス化の程度を低めに見せている可能性がある。銀行のATMで現金を引き出しても、自動引き落としを利用している他の口座に資金を移し換えているだけということも多いので、5割以上という数字の与える印象以上に日本の消費者はキャッシュレスで暮らしているのではないか。

実際、身の回りでも日常生活で現金を利用することは少なくなっている。鉄道の駅で現金で切符を買っている人の姿を見かけることは少なくなった。筆者も仕事で遠距離を移動する際には乗車券や特急券を購入するが、現金ではなくクレジットカードで支払うことがほとんどだ。日本では一円、十円といった少額の硬貨は流通残高の減少が続いていて、少額の取引で硬貨が使われなくなっている。一万円や五千円といった高額紙幣は流通残高が増えているのだが、支払に使われるのではなく、タンス預金として保

蔵されている。家の修繕や家電製品の購入など高額を支払いを現金で行うということは少なく、日本の消費者が現金払いにこだわっているというわけではなさそうだ。

2—— 決済手段が多すぎる？

キャッシュレス決済が遅れていると言われる日本だが、比較的早い時期から公衆電話や鉄道のプリペイドカードなど、個別の分野ごとにキャッシュレス化の動きがあった。1990年頃には電気ガス水道など公共料金や固定資産税、新聞代などの支払いで銀行口座からの自動引き落としが利用されていた。

日本でキャッシュレス化が進まないのは、消費者にキャッシュレスの仕組みが浸透していないからではなく、逆に仕組みが多すぎるからではないか。キャッシュレス決済が可能なカードやスマートフォンのアプリを一つも持っていないという人は少数派で、ほとんどの人は複数持っているだろう。日本銀行の調査によれば、2017年度末時点で一人当たりの平均で8.53枚のキャッシュレス決済用のカードを保有している。日本の消費者はキャッシュレス決済の手段を利用していないのではなく、むしろたくさんの種類を利用しているというべきだ。

3—— 政府の出番

スマートフォンや携帯電話を使ったモバイル決済は、先進国よりも新興国や途上国で急速に広がるケースが目立つ。先進国では既存のサービスが充実しているため、新しい手段がよほど優れたものでない

と利用のメリットがないからだ。

決済手段は、「利用者数が多いほど個々の利用者にとっての利便性が高くなる」、という性質があり、少数の決済方法に多くの利用者がまとまる方が消費者にとっても販売店にとっても望ましい。日本でキャッシュレス決済が普及しないのは、仕組みが乱立しているためにどこでも使えるという利便性が低いことも大きい。一枚のカードでどこでも支払ができるというわけにはいかず、どうしても現金を持ち歩く必要があるということも消費者が現金の利用を止められない理由だろう。政府と産官学が共同でQRコード決済の統一規格を作ると報道されている。日本ではQRコード決済は、PayPay、d払い、楽天ペイ、LINEペイなどを筆頭に多数の決済システムが乱立し、誤請求が発生する危険性も指摘されていたので、規格が統一されることは消費者からの信頼を高めるという意味でも歓迎すべきことだ。

キャッシュレス決済を利用することに対して停電の際の対応など消費者は様々な不安を持っているが、政府が適切な規制や規格の設定、非常時の対応策を示すなどすることでこうした不安に添えていくことは利用促進になるはずだ。

経済学の教科書は、単純に規制を緩和して民間企業の競争に任せることが最善ではない場合の一つとして、「利用者数が多いほど個々の利用者にとっての利便性が高くなる」場合をあげている。キャッシュレス決済の促進については、適切な規制を行ったり規格の設定を促進したりするなど、政府が果たしうる役割は大きいだろう。

公的年金等に係る税制について



金融研究部 企業年金調査室長 梅内 俊樹
umeuchi@nli-research.co.jp



うめうち・としき
88年日本生命保険相互会社入社。09年ニッセイ基礎研究所。
主な著書に「日本の年金制度—そこが知りたい39のポイント」
(金融財政事情研究会)、主なレポートに
「企業年金の財政安定化に資する積立剰余の活用について」など。

国民年金や厚生年金といった公的年金のほか、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出年金などから受け取る年金には、所得税が軽減される優遇措置が設けられているが、税制改正にともない2020年に受け取る分からは所得税の負担が一部で高まることになる。

所得課税では、個人が受け取る収入は幾つかに区分され、区分ごとに定められた「所得計算上の控除」もしくは必要経費を差し引いた残額として各区分の所得金額が計算される。その上で、各区分の所得金額が合算され、そこから基礎控除などの所得控除を差し引いて、課税所得ひいては所得税額が計算される。

国民年金や厚生年金、企業年金などから受け取る年金は、公的年金等収入という区分で、年金収入の合計額から公的年金等控除と呼ばれる「所得計算上の控除」を差し引いて、課税所得が計算される。このため、収入が公的年金等に限られる場合には、年金収入合計額から公的年金等控除額と基礎控除などを差し引いた残額が課税対象となり、公的年金等控除の分だけ、所得税が軽減される。

公的年金等控除の額は年齢や年金収入金額に応じて決まるが、現行では、65歳未満で70万円、65歳以上で120万円が下限になっている。このため、公的年金等の収入が、この下限と基礎控除38万円を合算した額(65歳未満で108万円、65歳以上で158万円)までは所得税が非課税になる。また、公的年金等控除に上限は設けられておらず、公的年金等の収入金額が増えれば、公的年金等控除額も増える仕組みとなっている。このため、公的年金等の収入

金額がどんなに多くても、相応の控除が受けられるだけでなく、公的年金等以外の所得がどんなに高くても、収入が公的年金等に限られる場合と同じ額の控除が受けられるなど、所得水準の高い人にとって手厚い制度となっている。

こうした現行の税制は、平成30年度税制改正により見直され、2020年の年金収入分からは改正後の税制が適用される。改正点は、1)公的年金等控除額を一律10万円引き下げ、2)公的年金等控除額の上限を195.5万円に設定、3)公的年金等の収入以外の合計所得金額に応じて公的年金等控除額を引き下げ、公的年金等の収入以外の合計所得金額が1000万円超2000万円以下で一律10万円、2000万円超で更に一律10万円、公的年金等控除額を引き下げ、の3点である。

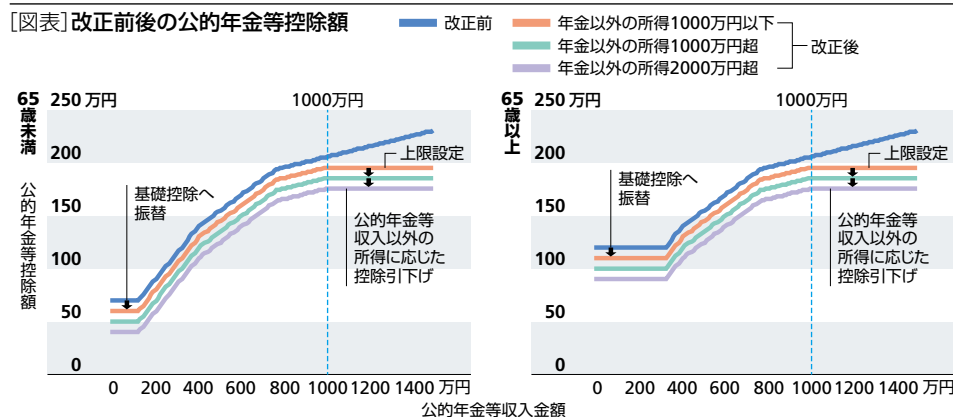
公的年金等控除額の一律10万円引き下げは、基礎控除への振替が目的であり、基礎控除は10万円引き上げられる。このため、公的年金等の収入金額が1000万円以下で、かつ、公的年金等の収入以外の合計所得が1000万円以下の場合には、公的年金等控除額と基礎控除を合わせた控除額に変化はなく、改正前と同様の税制優

遇を受けられる。しかしながら、公的年金等の収入金額が1000万円を超える、もしくは、公的年金等の収入以外の所得が1000万円を超える場合には、公的年金等の収入に課される所得税負担は、現行に比べ高まることになる。

こうした改正の背景には、どのようなライフコースを辿ったとしても税制上公平に扱われるようにする必要があり、そのためには、公的年金等控除のように、収入の種類ごとに「所得計算上の控除」を設けて負担を調整する現行の仕組みを改め、どのような収入にも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していく必要があるとの考え方や、65歳以上人口の割合が高まるなかで、年金受給世代においても所得再分配機能の強化を図る観点から、経済力に応じた負担を実現する必要があるとの認識がある。

今後もこうした基本的な考え方のもと、公的年金等に係る税制の見直しが検討される方向であるが、改正にあたっては、調整が避けられない公的年金を補完する高齢期の就労や自助努力による資産形成の意欲を阻害しないような配慮や、高齢期の低所得層に対する実質的な税制優遇の継続が求められる。

[図表] 改正前後の公的年金等控除額



日本が直面する、脱プラスチック問題

経済研究部 チーフエコノミスト 矢嶋 康次 yyajima@nli-research.co.jp

総合政策研究部 主任研究員 中村 洋介 y-nakamura@nli-research.co.jp

1——世界で進む脱プラスチック議論

レジ袋やストロー等のプラスチックごみによる海洋汚染の問題が契機となって、世界中で脱プラスチック議論が進んでいる。

2016年1月の世界経済フォーラム年次総会での報告書によれば、少なくとも毎年800万トンもの廃プラスチックが海洋に流出し、このまま行くと2050年には海洋中のプラスチックの量が魚の量を凌駕する(重量ベース)という。

歯磨き粉や洗顔料のスクラブに活用されるマイクロビーズのようなマイクロプラスチックも問題視されている。海洋等に流出し、食物連鎖の中に取り込まれてしまう等、生態系への影響が懸念されているのだ。

こうした課題を前に、国際社会も対策に向けて大きく動き出している。2030年までの国際開発目標として掲げられたSDGs (Sustainable Development Goals)でも、持続可能な消費や生産、海洋資源の保護等が目標として設定されている。

踏み込んだ目標や規制も出てきている。2018年1月には、欧州委員会が「欧州プラスチック戦略」を公表し、2030年までに全てのプラスチック包装を再利用または素材としてリサイクルすることを目指し、使い捨てプラスチック製品を削減していく目標を掲げた。2018年6月のG7シャルルボワ(カナダ)サミットにおいては、具体的な数値目標が盛り込まれた「G7海洋プラスチック憲章」が、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、英国、EUにより承認された。一方、米国と日本は同憲章に署名せず、国内外から批判的な声も上がった。市民生活や産業への影響を慎重に検討する必要があったこと、(カナ

ダから案の提示を受けてから)産業界や関係各省庁との調整を行う十分な時間がなかったことが背景にあるようだ。

足もと、欧州ではストロー等の使い捨てプラスチック製品の流通禁止に向けた法制化も進められている。欧州には、国際社会での議論をリードし、ルール見直しや規制による「ゲームチェンジ」を通じて域内企業の競争力を高めていくという目論見もあるようだ。

6月に開催されるG20大阪サミットでもプラスチック問題が議題になると見られ、議長国となる日本の対応に注目が集まっている。

2——日本でも対応が進む

国連環境計画(UNEP)の報告書によれば、日本の人口1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量は、米国に次いで多いとされるが、国際社会の動きからみると、日本はやや後手に回った感がある。また、中国が2017年12月末から実施している廃プラスチック輸入禁止措置の問題にも直面している。禁止措置以前、日本は年間約150万トンもの廃プラスチックを資源として輸出しており、その約半分を中国に輸出していた。東南アジアが代替先になったものの、輸出は全体として減少しており、行き場を失った廃プラスチックが国内で滞留してしまう。国内の処理能力にも限界があり、国内処理業者の中には受入制限を実施、もしくは検討している先もあるようだ。また、輸出代替先となっている東南アジアの国でも、輸入制限の動きがあり、日本は国内での資源循環体制の再構築の

必要に迫られている。

そうした背景もあり、日本も動きを加速させている。2019年3月には、環境省の中央環境審議会でプラスチック資源循環戦略(案)が取りまとめられた。そこでは、重点戦略としてレジ袋有料化の義務付けや、中国等の禁輸措置を受けた国内資源循環体制構築、途上国への対策支援等が掲げられた。また、2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制する等の具体的な数量目標も盛り込まれている[図表1]。現状を考えれば、それなりにハードルもある目標設定と言えようが、欧州の打ち出した目標と比較すると踏み込み不足との指摘もある。G20大阪サミットに向け、国内で更なる議論や対策が進んでいくことが期待される。

【図表1】プラスチック資源循環戦略(案)主な数値目標
資料：中央環境審議会よりニッセイ基礎研究所作成

リデュース

- ① 2030年までに使い捨てプラスチックを累積25%排出抑制

リユース・リサイクル

- ② 2025年までにプラスチック製容器包装・製品のデザインを技術的に分別容易かつリユース・リサイクル可能なものとする
- ③ 2030年までに容器包装の6割をリサイクル・リユース
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを100%有効利用

再生利用・バイオマスプラスチック

- ⑤ 2030年までに再生利用を倍増
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入

日本企業も動き出している。外食チェーンの一部では、プラスチック製ストローの提供を取りやめた。また、プラスチック廃棄をゼロにする目標を掲げたり、ラベルレスのペットボトル飲料の販売を進めている企業もある[図表2]。SDGsや、ESG投資(環境、社会、コーポレート・ガバナンスの観点を組み込んだ投資手法)が浸透しつつあることも、日本企業の背中を押している。



やじま やすひで
92年日本生命保険相互会社入社。
95年ニッセイ基礎研究所。17年より現職。
『非伝統的金融政策の経済分析』(共著)で
第54回エコノミスト賞受賞。



なかむら ようすけ
03年日本生命保険相互会社入社
17年ニッセイ基礎研究所、18年より現職。

[図表2] 日本企業の取り組み例

資料：各社プレスリリース等よりニッセイ基礎研究所作成

- すかいらーくホールディングス**
2018年12月よりガストでプラスチック製ストローを廃止
2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックまでに、
全業態の使い捨てプラスチック製ストローの使用を順次廃止する
- ロイヤルホールディングス**
2018年11月中旬より一部店舗でプラスチック製ストローの提供廃止
2020年までに原則として提供を順次廃止
- アサヒ飲料**
ラベルレス商品「アサヒ おいしい水 天然水 ラベルレスボトル」を発売
- 味の素**
2030年をめどに、グループでプラスチックの廃棄をゼロにする目標

3——日本のプラスチックを巡る現状

我々は、実に多くのプラスチックに囲まれて生活し、その恩恵を受けている。プラスチック製容器包装は、食品の安全や衛生、鮮度や栄養価の保持、かさばる食品の効率的な輸送等に役立っている。また、惣菜の容器やレトルト包装等によって、家庭における調理の負荷軽減にも繋がっている。食の安全、フードロス削減、共働き世帯や高齢者世帯の増加等、社会課題の解決やライフスタイルの変化への対応に大いに貢献してきたことは間違いない。

一般社団法人プラスチック循環利用協会の推計(2017年)によれば、排出された廃プラスチックの約86%が有効利用されており、残りの約14%が単純焼却や埋め立てに回っている。有効利用率はここ数年上昇傾向にあり(2000年の有効利用率は約46%)、多くが埋め立て等に回っている米国等と比較すると高い水準にあると言われる。有効利用の内訳は、廃プラスチックを原料としてプラスチック製品に再生する材料リサイクルが約23%、化学原料として再生するケミカルリサイクルが約4%、そしてごみ焼却熱発電等に活用する

熱回収(サーマルリサイクル)が約58%となっている。この有効利用率を更に高めていくことも今後の課題の1つである。また、中国等の廃プラスチック禁輸を受けた資源循環体制の見直しも必要だ。

更には、回収すらされない不法投棄やポイ捨て、地震や津波による災害ごみの問題もある。また、日本の沿岸部には、漁具やブイ、外国のペットボトルも多数漂着しており、漁業の現場における対策や、近隣国を巻き込んだ対策も必要になってくる。

これまで、日本においてもスーパー等におけるレジ袋有料化や、リサイクル及び分別回収の推進が進められてきた。そこから更に踏み込んだ、コンビニエンスストアでのレジ袋有料化や外食産業におけるストローの利用削減等の取り組みは大きな一歩になることは間違いないが、他にも難しい課題が山積しているのが現状だ。

4——日本の消費や社会生活を改めて見つめ直して議論していく必要あり

ある一定の条件の下で微生物等の働きによって最終的に水と二酸化炭素に分解される生分解性プラスチックや、植物等の再生可能な有機資源を原料にするバイオマスプラスチックの開発や普及が期待されている。現状では、通常のプラスチックと比べて製造コストが高く、本格的な普及には至っていないが、一層のコストダウンに向けて、産学官の更なる取り組みが期待される。

また、一部の使い捨て容器包装・製品のような回避可能なプラスチック使用を極力減らす、出来る限り長くプラスチック

製品を使う、使用後は分別回収、再利用を徹底するという、より「賢い」プラスチックの使い方が求められる。代替素材の利用や、リサイクルの徹底だけではなく、無駄なプラスチック利用を減らすという視点が大前提になり、大きな変化には消費者や企業の痛みを伴う可能性がある。利便性と環境負荷軽減をどう両立、バランスさせていくのか、我々の消費や社会生活にプラスチックが深く浸透しているだけに、難しい議論になる。日本の消費や社会生活のあり方を改めて見つめ直し、議論していく必要がある。

そして、国際的な対策や議論を日本がリードしていくという視点も求められる。プラスチックごみが海を渡って他国に漂着しているように、日本だけが取り組んでも問題解決には至らない。日本の技術やノウハウを、他国の問題解決に活用していく視点も必要だ。また、欧州中心に進んでいる規制、ルール作りについても、日本にとって不利な規制やルールが出来上がってしまうリスクも潜んでいる。あらゆる分野で規制、ルール作りを巡る国際競争が激しさを増している。新しい規制やルールが「ゲームチェンジ」を引き起こし、国家や企業の既存の競争環境に大きな変化が生じる可能性がある。地球環境を守る、持続可能な社会を作るという理念に疑いの余地は無いが、背景にはしたたかな国際競争があることも認識しておく必要がある。

世界的に大きな動きを見せている脱プラスチックの議論。6月のG20サミットでは、議長国としての日本の手腕が問われる。一筋縄ではいかない難しい論点を含んでいるが、前向きな議論が進むことに期待したい。

令和時代の消費活性化策

女性の消費力への期待、若者の経済基盤安定化、シェア経済との共存



生活研究部 主任研究員 久我 尚子
kuga@nli-research.co.jp



くが なおこ

01年早稲田大学大学院理工学研究科修士課程修了(工学修士)。
同年株式会社NTTドコモ入社。
07年独立行政法人日本学術振興会特別研究員(統計科学)。
10年ニッセイ基礎研究所、16年7月より現職。

1——はじめに

元号が変わり、新たな時代が始まった。三十年余続いた平成の間に、家族の形や女性の生き方、若者の価値観などが変わり、消費行動の土台が変化した。さらに、ネットやスマホの普及が変化に拍車をかけている。これら平成で起きた変化は未だ収束しておらず、令和でも続くだろう。ここで改めて、平成における消費者の変化を捉え、令和での消費活性化策を考えたい*1。

2——変わる家族の形と消費

未婚化や少子化、核家族化の進行で、単身世帯やDINKS(夫婦のみ)世帯、一人っ子世帯が増え、家族のサイズが小さくなっている。さらに、若い世代ほど共働き世帯が増え、かつて家族のモデルであった「標準世帯(働く父親と専業主婦の母親、子ども2人)」は、今や全体の5%にも満たない。

家族のコンパクト化で商品の小型化も進んでいる。一人用のレトルトカレーの販売額は箱入りのカレールーを超え、スーパーでは3枚入りの食パンや1人用の鍋の素なども目に付くようになった。また、生鮮野菜の購入額は減る一方、カット野菜は増えている。

これらの背景には利便性を重視する共働き世帯が増えた影響もあるだろう。子どものいる共働き世帯では、特に、時間短縮ニーズや代行ニーズが高い。都市部では、高額にも関わらず、子どもの習いごと送迎タクシーや習いごと教室が併設した学童保育などが予約を受けきれないほど人気と聞く。

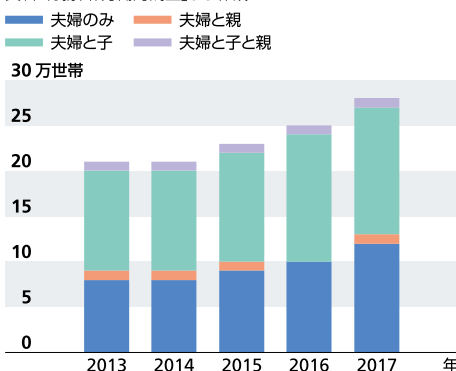
また、平成は女性の経済力が高まり、女

性の生き方が多様化した時代だ。「おひとりさま」の存在感が増すとともに、結婚後や出産後も外で働く女性が増えた。今の妻や母では、家族のための消費だけでなく、ファッションや趣味などの自分のための消費も活発だ。

また、妻が夫並みに稼ぐ「パワーカップル」世帯も増えている。2013年から2017年にかけて、夫婦ともに年収700万円以上の世帯は21万世帯から26万世帯へと増えている[図表1]。女性の大学進学率は1996年入学から短大進学率を越えて、最近では男性に追いついている。若い世代ほど、男性と同じように学び、同じように働く女性が増えている。今後ともパワーカップルは増えるだろう。

なお、消費力のあるパワーカップルは、都心の高額マンション市場の牽引役であり、海外旅行や外食など的高額消費にも積極的だ。

[図表1]夫婦ともに年収700万円以上の世帯数の推移
資料:総務省「労働力調査」より作成



3——経済不安でも満足度の高い若者

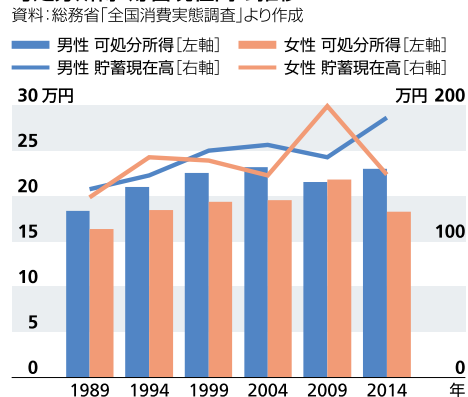
若者の価値観も変わった。かつて若者は消費意欲が旺盛で、流行を牽引する存在だった。しかし、長らく続いた景気低迷

を経て、若者は堅実な消費者へと姿を変えた。バブル期に消費を謳歌した世代は、今の若者に哀れみの目を向けるのかもしれない。しかし、実は若者の生活満足度は高い。20代以下の満足度は8割を超え、50~60代を1割以上も上回る。

今の若者は、景気低迷の中でも、技術革新やデフレの恩恵を受けながらそぞろってきた。ファストフードやファストファッション、格安航空券やLCC、格安家電、無料の情報やゲームなどに囲まれて、お金を使わなくても質の高い消費生活を送ることができる。お金を使わなくても楽しめる環境は広がっている。

また、若者の可処分所得はバブル期より多いという事実もある。1989年から2014年にかけて、30歳未満の単身勤労者世帯の可処分所得は、男性は+4.6万円、女性は+1.9万円増えている[図表2]。なお、人手不足で時給が上がっているため、非正規雇用の若者でも、バブル期の若年単身勤労者世帯の可処分所得を超える(25~29歳男性19.8万円、女性17.6万円)。

[図表2]30歳未満の単身勤労者世帯の可処分所得・貯蓄現在高の推移
資料:総務省「全国消費実態調査」より作成



4——消費構造はモノからコトへ

消費社会の成熟化や技術革新により、若者の価値観だけでなく、消費者全体で消費構造は大きく変化している。

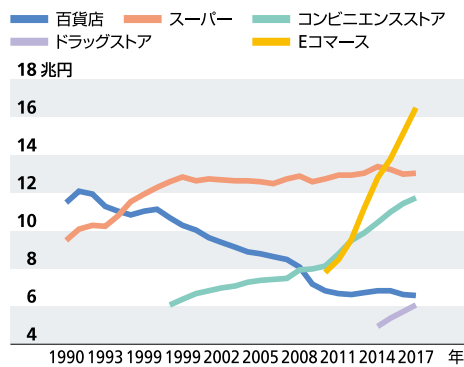
総務省「家計調査」によると、1990年から2017年にかけて、二人以上世帯の消費支出は「被服及び履物」が半減する一方(1990年=100とすると2017年は49.5)、「交通・通信」(161.9)や「保健医療」(112.7)は増えている。消費支出はモノからコト(サービス)へと移っている。

また、小売業では百貨店の売上高が減る一方、Eコマースは著しく伸びており、モノを買う場所はデパートからネットへと移っている[図表3]。

さらに、足元で急成長するシェア経済により、これまでは事業者が消費者へ提供してきたモノやサービスが(BtoC)、消費者間(CtoC)で直接売買できる環境が広がりつつある。

[図表3] 業態別売上高の推移

資料：経済産業省「商業動態統計」、Eコマースは「平成29年度電子商取引に関する市場調査」より作成



5——シェア経済で所有から利用へ

シェア経済の進展は、所有するより必要な時に必要な量だけ利用できれば良い(所有から利用へ)という、若者を中心に広がる合理的な消費態度に拍車をかけている。

シェア経済では、ネット上のプラットフォームを介して不特定多数の個人がモノや移動手段、空間、スキル、お金などを売買する。一般的に事業者はマッチングを行うのみで、売買は消費者間で行うため、利

用金額は安く、提供者の得る金額は高くなる傾向がある。また、一連の取引はスマホで完結できる場合が多く、利便性が高い。

現在のところ、シェア経済の主な担い手は若者だが、60~64歳のスマホ保有率がガラケー保有率を上回らる中で(総務省「通信利用動向調査」)、今後さらに利用者層は広がるだろう。

6——令和の消費活性化策

新時代は何より期待できるのは女性の消費力だ。女性の就労環境には未だ課題は多く、就業希望があるのに働けていない女性は約300万人存在する。若い世代ほど育児休業等を利用しにくい非正規雇用の女性が多い。また、制度環境が整っている正規雇用者でも家庭内の家事・育児分担は妻に偏りがちだ。さらに、保育園待機児童問題やマミートラックの問題などもある。

大卒女性の生涯所得は、出産後も就労継続する場合と、出産退職して再就職した場合は2億円程度の差があり、女性の消費余力は大きい。女性だけでなく、男女ともに仕事と家庭を両立しやすい環境を整備することは日本の消費市場の底上げにつながる。

若者に期待できる部分もある。今の若者は現在の生活満足度は高いが、不安や悩みのある割合も6割と高い。非正規の不安定な立場で働く者が増え、正規雇用者でも、かつてほど年齢とともに賃金が上が

るわけではない。少子高齢化による社会保障不安もある。

消費社会の成熟化の恩恵を受けた、「お金を使わなくても楽しめる」価値観に刺激を与えることは難しいが、経済不安による節約志向を緩和させることは可能だ。そのためには、雇用の安定化や社会保障制度の持続性確保など、若年世代の経済基盤を安定化させる必要がある。

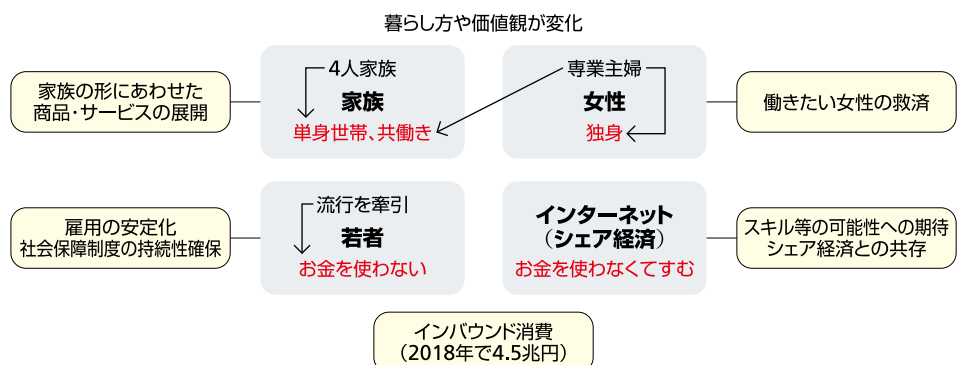
新時代において既存企業にとって大きな課題となるのは「所有から利用へ」と変わる消費者の価値観だ。特に、フリマアプリによる中古品売買やカーシェアは既存市場を縮小させる懸念が強い。一方でシェアやサブスクリプション(定額制)というサービス形態は機会とも捉えられる。これまでのように売って終わりではなく、消費者の嗜好やライフスタイルに合わせたサービス提供を長く続けることで、むしろ顧客生涯価値^{*2}を高められる可能性がある。既存企業は徹底的なデータ活用により、シェアや定額制サービスと上手く共存することが生き残る鍵だ。

人口や世帯数が減れば、消費市場は自然と縮小する部分もある。しかし、消費者の経済力が増し、暮らし方や価値観の変化に合わせた商品やサービスが十分に供給されることで、新時代の消費が拡大する余地はある。

[*1] 本稿で述べる数値等の詳細は、久我尚子「平成における消費者の変容(1)~(4)」、ニッセイ基礎研究所、基礎研レター(2019/3)参照。

[*2] 1人の顧客が生涯に渡って、企業にもたらす価値の合計

[図表4] 平成における消費者の変容と令和での消費活性化策



認知症・相続対策としての民事信託

成年後見制度を補完する可能性としての信託



保険研究部 取締役 研究理事 松澤 登
matuzawa@nli-research.co.jp

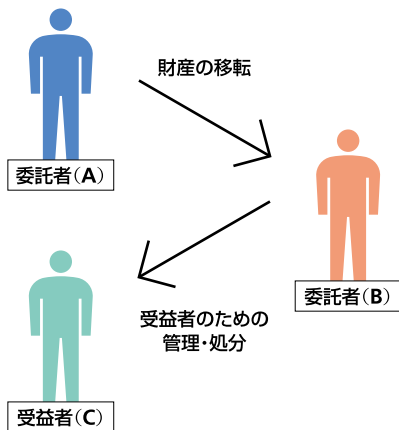
1——はじめに

最近、寝たきりや認知症になる前の準備として、民事信託や家族信託と呼ばれる家族による信託が提案されており、さまざまなセミナーや勉強会が行われている*1。まだまだ実務や法的な観点から未解決の部分を残す仕組みであるが、超高齢社会を迎えた日本において有益な制度と考えられ、本レポートで紹介をしたい。

2——民事信託とは

まず、信託とは何かであるが、図表1をご覧ください。まず上の矢印であるが、①委託者(A)が自己の財産(金銭、有価証券、不動産など)を、受託者(B)に対して移転する。したがって財産は受託者(B)のものとなる。そして、下の矢印、②受託者(B)は受益者(C)のためにその財産に関して一定の行為を行うことが義務付けられる。これが信託である。

[図表1]



信託をイメージするには、生命保険を考えると良い。夫(A)が生命保険会社(B)に対して自己の生命に保険をかけて保険料を支払い、妻(C)を保険金受取人にするような保険に例えられる。なお、保険契約者が自己を保険金受取人に指定できることと同様に、委託者は自分を受益者とすることができる。これを自己信託という。

そして、民事信託とは信託の一種であるが、主に、①本人が認知症などで判断能力が低下した場合に備えてあらかじめ財産管理を受託者に移すこと、あるいは②特定の財産を相続時の遺産分割から切り離して、確実に特定の相続人に相続させること等を目的として家族間等で設定される信託である。

具体的な事例で考えてみよう。

<事例>

Aには高齢の両親(父親X、母親Y)がいる。両親はX名義の一戸建てに住んでおり、X名義の賃貸アパートを経営している。XYとも病がちとなっていて、将来的に家やアパートを維持することが困難になりそうである。

このまま放置しておく、たとえばXが認知症で判断能力がなくなってしまう場合はX名義預金の引き出しすら行えない。この場合は成年後見制度を利用するほかはない。しかし、成年後見制度では、アパート建て替えのために金融機関からの借入をしたい場合や、両親が施設入居をすることになってその費用捻出のために自宅売却などを行いたい場合においては、家庭裁判所からの承認・許可、特別代理人の選任な

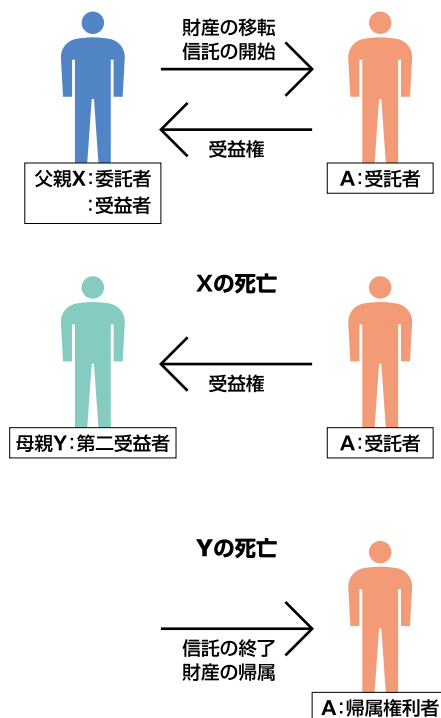
どの手続きを経る必要がある。また、成年後見人は専門職が選任されることが多く、その費用もかかってしまう*2。

<民事信託による対応>

そこで、前もって、アパート、自宅および一定額の現金について次のような信託を設定することを考える。

すなわち、XはAを受託者として財産を移転する。当初は委託者でもあるXを受益者とし、X死亡時にはYを受益者とする(第二受益者)。Y死亡時には、財産はAに帰属するというスキームである。

[図表2]



このような信託を設定することにより、アパートも自宅もA名義となる。したがって受託者Aは自分の名義で金銭の借入を行ってアパートや自宅の修繕契約や建て



まつざわ・のぼる
1985年 日本生命保険相互会社入社
2014年ニッセイ基礎研究所、2018年4月より現職
ハーバードロースクールLLM取得
大阪経済大学非常勤講師

替え契約を締結できる。あるいはXYの施設入居資金捻出のために自宅を売却することも可能である。現金も受託者名義で預金を行うため、受託者が入出金できる。そして、XYが死亡し、信託が終了した時にはAに財産が帰属する。

税金の取り扱いについてであるが、原則として受益者が所有権を持っているとみなされる(所得税法第13条第1項)ため、信託設定時にはXが引き続き財産を保有すると考えられ、Aは信託終了時に初めて財産権を取得したとみなされ、そのタイミングで相続税を支払うこととなる(相続税法第9条の2第4項)。

3—— 民事信託のメリット等

このような民事信託のスキームの特徴を述べたい。

①まず手続きについてであるが、成年後見人の就任に当たっては家庭裁判所の審判が必要になるなど裁判所が関与するが、民事信託ではそのような手続きは存在しない。その意味では手続きは簡素である。ただ、設定時における公正証書としての信託契約書作成、不動産の信託登記、年一回の定期的な計算書類等の作成、税金の申告や納税等があり、単に親の財産の面倒を子が見るといふ以上の手間がかかることに注意が必要である。

②次にコストであるが、成年後見人に専門職がついた場合には通常月額2~6万程度の報酬を要する。一方で民事信託において報酬支払は義務ではない。親子の関係であれば無償というのでも差し支えないのでコストとしては安く済むともいえる。

③民事信託の大きなメリットとしては、成年後見では被後見人の利益になる取引しか成年後見人は行えないが、民事信託ではある程度の自由が利くという点が挙げられる。民事信託でも利益相反行為は禁止され、信託契約に定めた目的に反しない限りではという制限はあるものの、相続対策や住居の売却、アパートの建て替えなど成年後見制度ではハードルが高いとされる取引行為も信託では容易である。

④このスキームは相続対策を兼ねている。Aのほかに相続人がいる場合であって、自宅やアパートなどを確実にAに相続させたいとき、信託をすることで信託財産を遺産分割の対象から除外することができる。この事例では自宅・アパートは遺産分割協議によらず確実にAに継承されることとなる。

⑤このスキームは高齢者の消費被害や投資被害の防止にもつながる。判断力の衰えた高齢者の資産保護のためにも有用である。なお、昨今、信託銀行でも親族の同意がなければ、払戻ができないようなサービスもある^{*3}。

⑥一方で限界もある。民事信託では受託者は信託財産についてのみ権限を持つ。受益者の代理権を持つわけではない。したがって両親(受益者)に判断能力がない場合においては、高齢者向け施設への入居契約や入院契約、あるいは信託されていない預金や有価証券などの取引に当たって、成年後見人を付して取引を行う必要がある。この意味では成年後見制度と補完させながらスキームを組んでいくのが一案である。

4—— おわりに

本稿では寝たきり・認知症対策および相続対策としての民事信託について解説を加えた。ただ、最初に述べたとおり、未だ実務・法務等で未解決の部分もあり、現状、実際にスキームを組むに当たっては家族間でよく相談すると共に、税理士や司法書士などの専門家への相談は必須である。

留意すべきは、本稿で述べたスキームはあくまでXの意思能力が正常なときに組めるものという点である。Xが意思能力を欠くような場合は、やはり成年後見人を立てるほかはなくなる。また、民事信託を組んだ場合でも本文の通り、成年後見人が必要となる場合もある。

成年後見制度は被後見人の利益保護のために法律が厳重な手続きを課している。一方、民事信託は信託法改正を契機として、民間の工夫により出来てきた仕組みである。委託者・受益者は受託者を監督する権限を有しているものの、結局は受益者の利益保護は受託者への信頼というところにかかっている。未だ発展途上である民事信託が根付くかどうか、今後の動向に注目する必要がある。

[*1] 民事信託あるいは家族信託の普及を推進してきた団体として、一般社団法人民事信託推進センター、一般社団法人家族信託協会、一般社団法人民事信託活用支援機構などがある。

[*2] 専門職のコストについては、最高裁判所から各家庭裁判所に対して、業務量に応じて変動させるなど報酬の算定式の見直しを促す通知が行われた(読売新聞2019年4月1日)

[*3] 信託銀行では解約制限付信託と呼ばれる商品を取り扱っており、払戻に親族の同意が必要であるほか、一定額を定期的に普通預金口座に払い込むなどの機能を有したものなどがある。

高齢者による運転免許返納の都道府県差

～団塊世代の免許保有率は高く、今後高齢ドライバーは増加する



保険研究部 准主任研究員 村松 容子
yoko@nli-research.co.jp



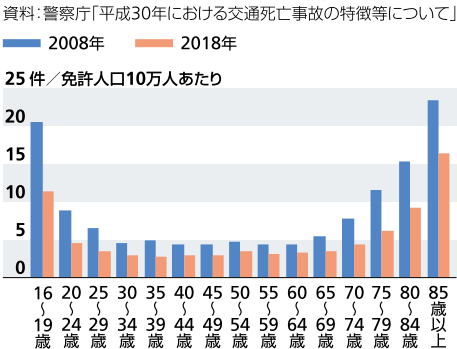
むらまつ・ようこ
京大大学院理学研究科修士課程修了。
03年ニッセイ基礎研究所。17年7月より現職。
主な著書に「みんなに知ってほしい 不妊治療と医療保障」(共著)。

高齢ドライバーの操作ミスが原因と思われる交通事故への注目が高まり、対策として、運転免許の自主返納が進められている。本稿では、自主返納の地域差、およびその他の課題を紹介する。

1—— 高齢ドライバーによる事故の特徴とその対策の現状

警察庁交通局の「平成30年における交通死亡事故の特徴等について」によると、免許保有人口あたりの死亡事故発生数は、時系列で見るとすべての年代のドライバーで減少している[図表1]。しかし、ドライバーの年代別に見ると、85歳以上でもっとも多い。

[図表1] ドライバーの年齢別死亡事故件数 (免許人口10万人あたり。原付含む)



75歳未満ドライバーによる死亡事故は「安全不確認」が多いのに対し、75歳以上ではハンドル操作やブレーキの踏み間違い等の「操作不適」が多い。また、死亡事故をおこした75歳以上は、認知機能の低下が指摘されるケースが75歳以上全体と比べて多く*1、加齢による身体や認知機能、判断スピードの衰えによる事故の発生が指摘されている。

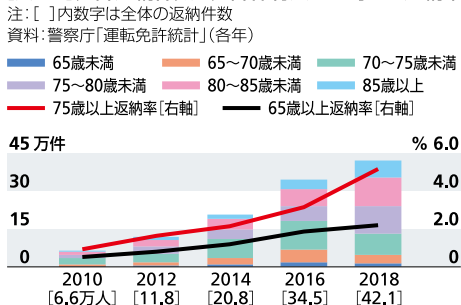
対策として、免許の自主返納(申請による免許取消)が進められているほか、71歳以上は免許の有効期限が短縮され、免許

更新時には、70歳以上は高齢者講習の受講が、75歳以上は認知機能検査の受検が、義務づけられている。認知機能検査の結果、必要があれば専門医を受診し、免許の停止・取消となることもある。

2—— 返納率は上昇。課題は見極める タイミングと代替する移動手段

2018年に運転免許を自主返納したのは42.1万人と、増加している[図表2]。

[図表2] 免許返納件数と免許保有人口に対する返納率



しかし、課題も多い。まず、特に75歳以上で返納は増加しているが、それでも免許保有者の5%程度に留まる。年齢が高いほど、自分の運転技術に自信をもっている傾向がある*2ことや、自由な移動は、高齢者の自立した生活に欠かせないこと等から、子どもでも親に自主返納を説得するのは難しいと言われる。

次に、都道府県別の75歳以上の返納率は、最高が東京都の8.0%、最低が茨城県の3.7%と2.16倍の差があった。人口あたりの自動車保有率は、△0.67と比較的強い逆相関がみられる[図表3]。つまり、生活をする上で免許を返納できない地域があると考えられる。

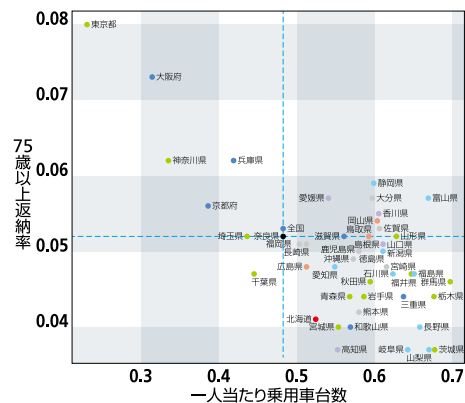
さらに、運転を止めることで、歩行や自転車など、高齢者にとってより危険な手段で移

動せざるを得なくなることも課題とされる*3。

全国の自治体で、自主返納時に希望者に発行される運転経歴証明書で、公共交通の運賃を割引く等、運転に替わる移動手段を提供しているが、すべての課題が解決できるわけではない。

[図表3] 一人当たり乗用車台数と75歳以上返納率

資料：警察庁「運転免許統計」総務省「人口推計」
(一財)自動車検査登録情報協会「車種別保有台数表」



3—— 諸外国でも試行錯誤が続く

諸外国でも高齢者が安全に運転するための環境整備や身体・認知機能の検査が行われている*4。日本にはない制度として、日常での身体・認知機能に関する情報、かかりつけ医や家族からも得たり、健康状態によっては、運転可能な地域や時間帯を限定する国や地域もある。

一方で、各国で行われている高齢ドライバー対策のすべてに事故を減らす効果があるわけではないといった報告がある等、試行錯誤が続いているようだ。

[*1]警察庁「平成29年における交通死亡事故の特徴等について」

[*2]所正文「超高齢社会と自動車交通」国民生活センター「国民生活」2016年

[*3]岡村和子「各国における運転適性と安全に運転できる能力の評価方法」国際交通安全学会、2017年

[*4]警察庁「外国の高齢者に対する運転免許制度の概要」第5回高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議、2017年

円安進行が期待できないワケ

4 月に入り、米国や中国の経済指標改善などを受けたリスクオン（選好）の円売りからドル円はやや円安ドル高となったが、足元でも112円付近に留まり、ドルの上値は重い。

その最大の理由は米利上げ観測の低迷だが、FRBは利上げを当面見合わせる姿勢を強調しているため、今後数ヶ月にわたって利上げ観測の盛り上がりは見込めない。一方、これまで円安の原動力となってきたリスクオンについては、米中通商協議が合意に至ればさらに強まり、もう一段の円安を促す可能性はある。ただし、今後は日米・米EUの通商協議がリスク要因として意識され、リスクオンの円売りを抑制しそうだ。さらに、既に主要国株価の割安感が薄れておりリスクオン地合いが高まりづらくなってきたこと、シカゴ投機筋の円売りポジションがたまってきており、円の買い戻し圧力が発生しやすくなっていることも円安進行を抑制するだろう。従って、3か月後の水準は現状程度と予想している。ドル円が方向感を取り戻すには、米金融政策への見方が利上げか利下げに大きく傾く必要がある。

ユーロ円は、4月に入ってから実需と見られる大口のユーロ買いやリスクオンの円売りによって上昇し、足元は126円台半ばで推移している。先日、英国のEU離脱延期が決まったことは当面のユーロ安リスク低下に寄与するが、ECBの年内利上げが見込めないなかで積極的にユーロを買う理由も見当たらない。5月下旬の欧州議会選挙への警戒もユーロの上値を抑制しそうだ。従って、3か月後も現状と大差ない水準に留まるだろう。

長期金利は、4月に入り、世界的な景気減速懸念の後退に伴って上昇し、足元は▲0.0%台前半で推移している。今後も米中通商協議が合意に至ればさらなる上昇が見込まれる。ただし、しばらく米利上げ観測の盛り上がりが見込めないほか、上記のとおり、一方的なリスクオン地合いの継続も期待しづらい。3か月後の水準は▲0.0%台前半から0.0%と予想している。



シニアエコノミスト 上野 剛志

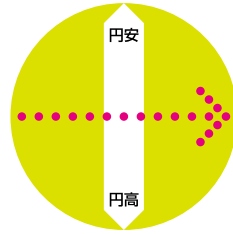
うえの つよし | tueno@nli-research.co.jp

1998年日本生命保険相互会社入社、
2001年同財務審査部配属、
2007年日本経済研究センターへ派遣、
2008年米シンクタンク The Conference Boardへ派遣、
2009年ニッセイ基礎研究所(現職)。

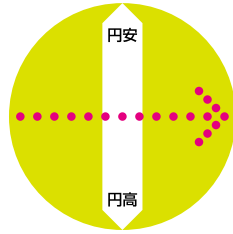


Market Karte

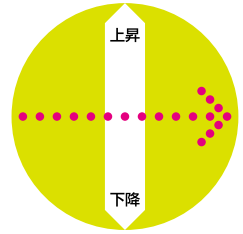
May 2019



ドル円・3か月後の見通し

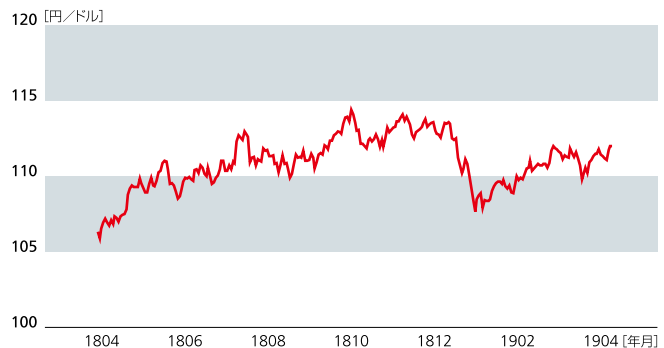


ユーロ円・3か月後の見通し

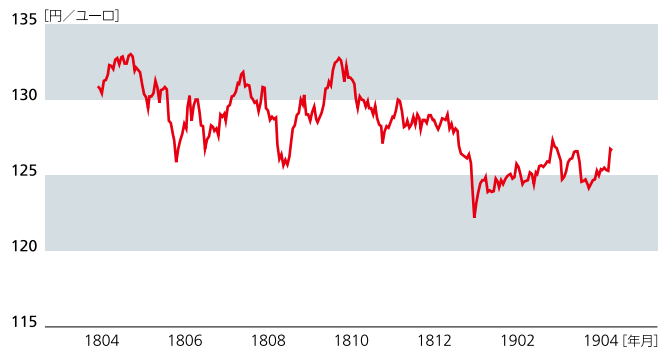


長期金利・3か月後の見通し

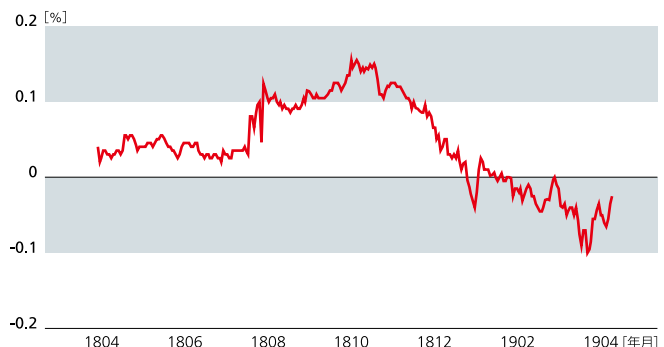
ドル円為替レートの推移 [直近1年] 資料:日本銀行



ユーロ円為替レートの推移 [直近1年] 資料:ECB



長期金利(10年国債利回り)の推移 [直近1年] 資料:日本証券業協会



レポートアクセスランキング

- 1 日本が直面する、脱プラスチック問題
矢嶋 康次 | 中村 洋介
[基礎研レポート | 2019/3/26号]
- 2 40～50代が運命の分かれ道？
—世帯間の資産形成状況の差を視覚的に把握する
高岡 和佳子 [基礎研レポート | 2019/3/25号]
- 3 平成における消費者の変容(3)
—経済不安でも満足度の高い若者～目先の収入はバブル期より多い、お金を使わなくても楽しめる消費社会
久我 尚子 [基礎研レポート | 2019/3/22号]
- 4 都道府県別にみた宿泊施設の稼働率予測
～インバウンド拡大に伴うホテル建設が進み、一部地域では供給過剰も～
白波瀬 康雄 [基礎研レポート | 2019/2/18号]
- 5 日本の医療を外国と比べられる数字の情報はないの？
松岡 博司 [基礎研レポート | 2019/3/19号]

コラムアクセスランキング

- 1 キャッシュレス化はなぜ進まない
～日本の消費者は現金が好きか？～
樋 浩一 [エコノミストの眼 | 2019/3/29号]
- 2 高齢者の高齢化という問題
—求められる国民的な議論
樋 浩一 [基礎研REPORT-Column | 2019/4/5号]
- 3 意識したい「座り過ぎ」の問題
—健康リスクを下げて、生産性を上げる
鈴木 智也 [研究員の眼 | 2019/4/2号]
- 4 公的年金等に係る税制について
梅内 俊樹 [研究員の眼 | 2019/3/25号]
- 5 宝くじを買い続けたらどうなるか？
—何年買い続けたら、累積の1等当せん確率は99%を超える？
篠原 拓也 [研究員の眼 | 2019/3/11号]

ニッセイ基礎研究所のホームページで検索されたレポートの件数に基づくランキングです。《アクセス集計期間 19/3/18～19/4/14》

www.nli-research.co.jp



変わる時代の確かな視点



表紙の眼
・
三代目大谷鬼次の江戸兵衛
東洲斎写楽
制作年：1794年
所蔵：メトロポリタン美術館
From Wikimedia Commons

G20+OECD加盟国の森林率上位10か国 [2015 | 5月4日はみどりの日]

Source : FAO "Global Forest Resources Assessment 2015" Design : infogram©

